

公的研究費の運営・管理に関する行動規範

合同会社生活習慣病予防研究センター（以下、「当社」という。）は、厚生労働省が定めた「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、公的研究費の運営・管理に関する行動規範を以下の通り策定する。

1. 研究者の責任

研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧に貢献するという責任を有する。

2. 研究者の行動

研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。また、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

3. 公的研究費の使用

研究者および研究支援者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される公的研究費の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

4. 研究成果の利用の両義性

研究者は、自らの研究の成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

5. 研究活動

研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は研究成果を論文などで公表することで、その内容について責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を行わず、また加担しない。

6. 法令の遵守

研究者および研究支援者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則等を遵守する。